毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

示

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件

○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出が

あった件

○道路の区域を変更する件言

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 公

県

○一般競争入札を行う件を変更する件

示

福

福島県告示第三百八十九号

島

政課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。 産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労 規定する添付書類を平成二十八年六月十四日から同年十月十四日まで福島県商工労働部 模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、 大規

平成二十八年六月十四日

福島県知事

大規模小売店舗の名称及び所在地

称及び住所並びに代表者の氏名

内 堀 雅 雄

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名 ココカラファイン塩川上の台店 福島県喜多方市塩川町新江木字上の台九番地一

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社ヤマダ電機

代表者の氏名 代表取締役 山田 昇

> 2 大規模小売店舗において小売業を行う者 代表者の氏名 代表取締役 塚本 名称 株式会社ココカラファインヘルスケア 群馬県高崎市栄町一番 二号

住所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目十七番六号イノテックビル

大規模小売店舗の新設をする日

 \equiv

平成二十九年二月四日

四 千二百九十平方メートル 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

Б.

駐車場の位置及び収容台数

位置 別紙図面のとおり 収容台数 七十七台

2 駐輪場の位置及び収容台数

橐

位置 別紙図面のとおり

収容台数 十五台

兲 亳

荷さばき施設の位置及び面 位置 別紙図面のとおり

喜

廃棄物等の保管施設の位置及び容量〕 面積 四十八平方メートル

位置 別紙図面のとおり 容量 十四立方メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯 閉店時刻 午後十時

午前八時三十分から午後十時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

数 二か所

3

位置 別紙図面のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

平成二十八年六月三日

七

届出年月日

「別紙図面」は、省略し、 その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百九十号

6

ちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市産 平成二十八年六月十四日から同年十月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業ま 第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、 業部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。 当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 附則第五条

大規模小売店舗の名称及び所在地

平成二十八年六月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

変更しようとする事項 ながぬまショッピングパーク 福島県須賀川市志茂字六角六十五番地

2 駐車場の収容台数 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (変更前) 千八百六十二平方メートル (変更後)二千七百八十九平方メートル

1

(変更後) (変更前) 百三十台 百九十一台

駐輪場の位置及び収容台数 (変更前) 位置 別紙図面のとおり

3

(変更後) 位置 別紙図面のとおり 収容台数 七十二台

(変更前) (一位置 別紙図)荷さばき施設の位置及び面積 収容台数 八十二台

4

(変更後) 位置 面積 別紙図面のとおり 四十八平方メートル

別紙図面のとおり

面積 七十二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (変更前) 位置 面積 二十七立法メートル 別紙図面のとおり

5

(変更後) 位置 面積 三十二立法メートル 別紙図面のとおり

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前) 午前九時三十分から午後八時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時から午前零時まで

7

変更しようとする年月日 (変更後) 午前六時三十分から午前零時三十分まで 午前九時から午後八時三十分まで

 \equiv

Ŧi. 四 届出年月日 平成二十九年二 届出をした者 平成二十八年五月三十一日 月一日

芙蓉総合リース株式会社 協同組合ながぬまショッピングパーク

「別紙図面」は、省略し、 その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。) (商業まちづくり課)

福島県告示第三百九十一号

課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十八年六月十四日から二週間一般の縦覧に供す て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

平成二十八年六月十四日

福島県知事 内 堀 雅

雄

		方河東 東 線 多	路 線 名
地先まで 字落合道一一 字落合道一一 で で で で で で の の の の の の の の の の の の の	西郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡	地先まで 京香台道一一 京香台道一一 京本 の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	区
一四五番 一町大字赤枝 一町大字赤枝	邓引 丁マミを西畑四六番地先から麻郡磐梯町大字赤枝	先まで 郡間 町大字赤枝西畑四六番地先から 本語 町大字赤枝 西畑四六番地先から 水	間
	変更後	変更前	の変変 更更 別後前
B -	A 三七· · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	三七 四· · · ○ {	敷地の幅員
一、〇六九	一、二二九・六	一、二三九・六	び メートル) 長
			<u> </u>

(道路計画課)

先まで

内字田ノ入五五一番地同 郡同 村大字下川

内字田ノ入五五一番地双葉郡川内村大字下川

В

四五· 八·五·

九三六・

<u>Б</u>.

先から

内字田ノ入五五一番地双葉郡川内村大字下川

変更後

A

四・八~ 八:二

平成28年6月14日 火曜日

先まで 内字五枚沢四九番三地 同 郡同 村大字下川

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一福島県告示第三百九十二号 課及び福島県相双建設事務所で平成二十八年六月十四日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、 平成二十八年六月十四日 福島県土木部道路総室道路計画一項の規定に基づき、県道につい

雄

		富岡線野	路 線 名
字 葉 で 上 郡 川	滝同 ノ川 ノ	同 郡同 は 双葉郡川内	区
八二番六地先内村大字下川	八二番六地先 入五五一番地 入五五一番地 大五五一番地	村大字下川村大字下川	間
		変更前	の変変 更更 別後前
C 三 三 - - - - - - - - - - - - - - - - -	B 四 五 八 · · 五 ○ {	A	(メートル) 敷地の幅員
二、一六九・八	九三六・五	- -	(メートル) 長
,			

福島県知事 内 堀 雅

土	と 公	1 1	
布酸	お 土 告 平 り 地 第		
退民	成 土 改 白 二 地 良 五		
布藤堰土地改良区土地改良区の名称	平成二十八年六2 とおり土地改良区の3 とおり土地改良法(昭和		ま内同先内双で字か字葉
区	芸の和		ま内同先内双で字 上郡ら鍋郡

公

告

(道路計画課)

仏(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 -四号 冷良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 次

-八年六月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

同同同同同同同理役 事別 退任した役員 佐 本 鈴 藤 田 木 氏名 武藤

佐家坂藤田本 弘英正一武孝一直 紀一 益美則男春

まで まで まで まで まで	双葉郡川内村大字下川 同 郡同 村大字下川 内字五枚沢四九番三地 内字五枚沢四九番三地	内字上滝八二番六地先内字上滝八二番六地先内字上滝八二番六地先まで オーラー オーラー 大字下川 日 郡同 村大字下川 日 郡同 オーラー オーラー ボール サービ アー・ボール サービ アー・ボール
	D	C
立 三 五		一 三 五 · · ·
	Т. ОООООООООООООООООООООООООООООООООООО	二、一六九,八
()	· 八

福

孝 丈 修 秀 定 博雄 二 郎 憲 一宏正信公英 扶次 之一一

一敏一洋定勝宏郎男扶一憲芳次

同同同同同同同同同同同同同同印化

同同同同同同同同

郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡 简简简简简简简简简简简简简简简简 郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡

町大字磐梯字湯殿七七九番地町大字更科字磨上三三九七番地町大字更科字磨上三三九七番地町大字更科字源橋五三七六番地 梯 町大字磐梯字妙法原六六五九番地二一二町大字嬰科字横達三八五五番地町大字磐梯字滝下一七三○番地一町大字磐梯字漆方一一三六番地 町大字磐梯字本寺上四九五二番町大字磐梯字東松山一二五一番 町大字磐梯字本寺下四八八七番 7大字更科字権現森三九番地 |大字更科字上柳下 大字更科字前田 |大字磐梯字金上壇二五六九番 大字更科字的場二〇三三番地 五 一七四番 九番

地地地

地地

. 町大字更科字長峯六五四三番地. 町大字更科字横達三八五五番地. 町大字更科字横達三八五五番地 町大字磐梯字妙法原六六五九番地二一二町大字更科字磨上三四〇〇番地 大字更科字長峯六五六八番地 7大字磐梯字水口二五四一番地

地

刷

(農村計画課

公告第155号

一般競争入札を行う件(平成28年公告第131号)について、次のとおり変更する。 平成28年6月14日

> 福島県知事 雅 雄 内 堀

- 掲 載 日 平成28年6月3日(定例第2801号)
- 変更内容 338ページ30行目、2の(1)のアの(4)中「この公告の日から入札の日までの 間」を「一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間」 に変更する。

(県中地方振興局出納室)